



令和2年2月4日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の  
規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月22日付31主徴計第741号により、当審議会に対して諮問された「地方税の徴収事務（滞納整理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

「地方税の徴収事務（滞納整理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

### 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の徴収事務（滞納整理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の徴収事務（滞納整理）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

#### 1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認された。
- (2) 当該事務を行うに当たり、納税しようようや催告書送付等の業務を一部委託しているが、作業場所への許可のない情報処理機器類の持込みの禁止や業務従事者に対する個人情報及び機密情報の取扱いに係る研修を定期的実施する等の安全管理措置を講じている。今後も引き続き委託先に対する厳格な管理監督に努めること。
- (3) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務で取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。今後も引き続き厳格な管理監督について継続的な検証に努めること。

#### 2 サーバ内の記憶装置の廃棄について

当該事務において使用する税務総合支援システムの機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、物理的な破壊の方法により行っており、職員が当該措置の完了まで立ち会っている。

また、記憶装置内のデータベースは、暗号化する等の安全管理措置を講じている。今後も引き続き厳格な運用管理に努めること。

### 3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限については、権限設定状況の一覧表の確認や打鍵テスト等を行っており、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、税制改正に伴うシステム改修や委託業務内容の変更等に伴うアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

### 4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和元年11月22日	諮問
令和元年12月4日から 同月6日まで	本評価書案概要説明・審議 (第43回特定個人情報保護評価部会)
令和元年12月18日	審議(第44回特定個人情報保護評価部会)
令和2年2月4日	「地方税の徴収事務(滞納整理)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏